

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2406)

75歳以上の方、および一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が1人に1枚交付されます。

後期高齢者医療被保険者証について

◆8月1日から保険証が新しくなります

新しい保険証を7月末までに送付します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。また、8月1日(土)からは新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。窓口での自己負担の割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)です。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。有効期限が過ぎた保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。

◆簡易書留で送付します

保険証は、7月10日(金)から順次簡易書留で配達します。不在の場合は、7月31日(金)まで土浦郵便局(城北町)に留め置かれますので、「不在連絡票」を確認のうえ、速やかに受領してください。なお、8月4日(火)以降は、国保年金課窓口での交付となります。受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものとはんこを持参してください。

後期高齢者医療保険料について

◆保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。1年間の保険料の上限額は64万円です。

均等割額 46,000円

+

所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 8.50%

◆保険料の軽減判定基準と割合

所得が低い方や、後期高齢者医療制度に加入する前に会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者であった方は、基準に応じて保険料が軽減されます。所得が低い方に対する均等割額の軽減は、以下の表のとおりです。また、加入する前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入した後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。

※所得が低い方に対する軽減の対象となる場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

令和2年度均等割額の軽減

被保険者と世帯主の総所得金額など	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	7.75割	10,350円
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各所得がない場合)	7割	13,800円
33万円 + 「28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
33万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

◆新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少(10分の3以上の減少)した世帯に対して、後期高齢者医療保険料の免除または減額する特例制度があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆保険料の納め方

保険料は、個人ごとに納付していただきます。今年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

特別徴収の徴収月

仮徴収	4月	令和2年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の1年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	令和元年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書により8期に分けて納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

納期限

1期	令和2年7月31日	5期	令和2年11月30日
2期	令和2年8月31日	6期	令和2年12月25日
3期	令和2年9月30日	7期	令和3年2月1日
4期	令和2年11月2日	8期	令和3年3月1日